

狩猟事故・違反を絶滅へ

- 狩猟を行うには、「猟銃・空気銃所持許可証」の用途欄が『**標的射撃**』のみの記載では狩猟できません。用途欄に『**狩猟**』の記載が必要です。所轄警察署に申請をしてください。車内に銃や実包を放置すると**違反**です。違反するとすべての銃砲が**取り消し**となります。
- 実包装填の直前に、再度周囲の矢先を確かめ『**矢先確認**』の呼称を励行する。
- 銃を発射する必要がなくなったら**脱包**すること。
- 獲物は十分に**確認**したうえで発砲すること。
- **オレンジ色、狩猟ベスト・帽子**を必ず着用すること。
- 空薬きょうやゴミは必ず持ち帰ること。違反すると**罰金**に処せられる行為です。

日頃の射撃練習の成果が、安全狩猟につながります!

3人隊列で**狩猟中**です。**猟銃**をヒジに**しっかりと託して保持**してください。

